



買取保証に関する覚書

株式会社ウシジマ（以下甲という。）と三井住友ファイナンス&リース株式会社（以下乙という。）とは、乙と、丸光運輸株式会社（以下丙という。）との間に締結された下記記載のリース契約（以下原契約という。写添付）に関し、次の通り覚書を締結し、これを証するため本覚書2通を作成し、甲・乙各自記名捺印の上、各1通を保有します。

記

【リース契約の表示】

契約日： 2019年3月7日
契約番号： 400416405-00
リース物件名： 日野製 中型ドライウイング 1台
（型式： ）
（車台番号： ）

第1条

甲および乙は原契約期間中、丙の信用状態に留意し、入手した情報を相互に提供します。

第2条

1. 丙が原契約第19条第1項に記載する各号の一に該当し、乙が原契約を解除した場合、甲は乙の要請にしたがい、以下の要領に従って乙よりリース物件を買い取るものとします。

① 甲の買取条件

リース物件が存在し、甲乙がその場所を認識していること。
リース物件が乗用・運行に供し得る状態にあること。

② 甲の買取価格算出方法

買取価格（消費税別途）

＝原契約の契約内容9に定める規定損害金基本額－（丙が支払済のリース料総額＋乙が合理的に算出する未経過金利相当額）

※ 誤解を避けるため、甲および乙は、原契約の契約内容9に定める規定損害金は、リース料総額だけではなく、原契約満了時におけるリース物件の見込残存価額4,580,000円も含まれていることを確認する。

※ 上記未経過金利相当額は、原契約解除日において、原契約第5条および契約内容5に定める支払日が到来していないリース料総額にかかる金利相当額である。

③ 支払条件

リース物件引渡翌月末現金支払。

④ 引渡条件

甲が乗用・運行の状態であることを確認した後、直ちに乙に受領証を発行し、この受領証の発行をもってリース物件が乙から甲に引き渡しがあったものとします。

乙はリース物件が存在する場所において現状有姿のまま引渡し、リース物件に関して一切瑕疵担保責任を負わないものとします。

2. リース物件の所有権は、甲によるリース物件の買取代金の完済と同時に甲に移転するものとし、甲は直ちに自己の責任と負担でリース物件の移転登録手続きを行うものとします。

第3条

リース物件が行方不明となっている場合には、甲は乙に協力してリース物件の確保に努めるものとします。

第4条

本覚書に定めのない事項及び本覚書に関して生じた疑義については、甲・乙誠意をもって協議のうえ法令ないし商慣習に従って善処します。

第5条

甲および乙は、本覚書の締結日および将来にわたって、自ら（役員、経営に関与する者を含む）が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（総称して「暴力団員等」という。）に該当しないこと、暴力団員等との社会的に非難される関係を有しないことおよび、暴力団員等を利用してまたは自ら社会的に非難される行為を行わないことを確約します。甲および乙は、相手方がこの確約に違反した場合には、損害賠償責任を負わず、催告を要せずに本覚書を解除できるものとします。

リース契約書

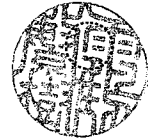
契約番号 400416405-00

2019年3月7日

賃借人(甲) (住所) 福岡県八女市立花町兼松270
丸光運輸株式会社
(氏名) 代表取締役 鶴 繁 樹

連帯保証人 (住所) 福岡県八女市立花町北山3707
(氏名) 鶴 繁 樹

連帯保証人 (住所)
(氏名)



貸 賃 人 (乙)
東京都千代田区丸の内1丁目3番2号
三井住友ファイナンス&リース株式会社
取締役社長 橋 正喜



上記の者は、下記および次頁以下の通りリース契約を締結します。
この契約の締結を証するため、上記の者が記名捺印のうえ本書2通を作成し、甲、乙が各1通を所持します。

契 約 内 容

- 代表物件名 (第1条) 日野製 中型ドライウイング 1台
売主名、設置場所、数量等は物件明細に記載
- 引渡完了予定月 (第2条) 2019年 3月
- リース期間 (第4条) 24ヶ月 (ただし、物件受領書の検収日欄記載日付起算とします)
- リース料 (第5条)

	消費税抜リース料	消費税額	リース料合計
初回	122,300 円	9,784 円	132,084 円
第2回～第24回	122,300 円	9,784 円	132,084 円
- 支払日および支払方法 (第5条) 初回金は検収月の翌月26日甲の口座より自動振替
第2回以降は検収月の2ヶ月後より
毎月26日23回甲の口座より自動振替
- 前払リース料 (第6条)

消費税抜前払リース料	消費税額	前払リース料合計
0 円	0 円	0 円

支払日および支払方法はリース料初回金と同じ
- 賃貸人納付の諸税 (第12条) 固定資産税
- 保険 (第14条) 動産総合保険 (ただし、地震、賃借人の故意または重大な過失、その他保険契約上の免責事故による損害は不填補)
- 規定損害金 (第17条) (第19条)

基本額	通減額
7,515,200 円	初回 122,300 円
	第2回～第24回 122,300 円を減じた額とする。
- 遅延損害金料率 (第20条) 年14.60% (1年に満たない期間については、1年を365日とする日割計算)
- 再リース (第21条) 別途お打ち合わせ